

広島県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和二年広島県告示第四百六十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・三・九〇七号中央二河町線及び三・二・九〇二号呉駅前本通六丁目線

三 事業施行期間

令和二年四月六日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

令和二年広島県告示第四百六十五号の事業地を変更する。

使用の部分

なし